

子ども家庭庁、子ども基本法、子どもコミッショナー

現在、子ども家庭庁の設置が進められています。昨年12月に、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、2023年4月の設置を目指し、子ども家庭庁設置法及び関連法律の改正等が行われることが予定されています。

子ども施策は、子どもの年齢上の位置づけ、扱う内容の行政領域上の位置づけなどから、さまざまな法律が制定され、異なる省庁によってさまざまに所管されているという現状があります。いわば縦割りで、施策の効果が十分発揮できないだけでなく、施策の隙間・谷間を生み、時にちぐはぐとなり、必要な施策が必要な人に届かず、弊害ですらあるということは長らく指摘されてきました。その意味で、こうした取り組みは歓迎すべきことです。

子ども家庭庁は、縦割りを解消し、子ども施策を一体的に取り組むための「こども政策の司令塔」としての機能を持つもので、内閣府の外局としておかれるとされています。子ども家庭庁を設置する法律（設置法）では、その任務と所掌事務が規定されるはずですが、司令塔の機能を発揮できるように、あわせて関連法律を改正・整備して、分散している子ども施策の権限を子ども家庭庁に移すことなどが予定されています。

さらに基本方針の中では、子ども家庭庁に、①各省大臣に対し、資料の提出や説明を求める権限、②各省大臣に対し、勧告する権限、③当該勧告に基づいて講じた措置について、各省大臣に対し、報告を求める権限、④勧告した事項に関し、内閣総理大臣に対し、意見具申できる権限を持たせることを予定しており、そのために、長官には、国務大臣としての内閣府特命大臣が充てられるとしています。

以上が、子ども家庭庁ですが、ここで考えておく必要があるのは、子ども家庭庁設置法は、行政組織を設置するための法律（組織法）なので、任務と所掌事務に基づいて、同庁に施策の権限を移管することは、施策を一体として行う担保にはなりますが、それだけではどのようにそれらを一体として行うかについては、法律ごとにバラバラなままであるということです。国連・子どもの権利委員会は、子どもの権利条約に基づく日本の審査において、包括的な子どもの権利に関する法律を制定して国内法を子どもの権利条約と調和させることを勧告しており、その意味では、併せて、それぞれの法律（実体法）の基本原理となる、こうした内容の「子ども基本法」を制定することが必要になります。基本方針では、「こどもまんなか」という表現を使い、さらに子どもの権利条約にも言及し、条約に則って条約の基本原則を社会全体で共有し、必要な取り組みを推進することの重要性についても触れています。そうであるとすると、一步進めて、「子ども基本法」の制定に踏み出すべきです。

さらに加えて次のことも指摘しております。基本方針では、上で述べたとおり、子ども家庭庁がその任務を果たせるよう各省庁に対して強い権限を持つことが予定されていますが、そのことをもって、もう一つ課題となっている子どもコミッショナー（オンブズマン）の代わりをすることはできないということです。国連・子どもの権利委員会は、日本に対して、繰り返し、独立した子どもの権利の救済・監視のためのしくみの設置を求めており、「子ども基本法」を制定し、その中にこのしくみを位置づけていくこともまた不可欠です。

弁護士 野村武司

Information

事務所案内

事務所入口 事務所外観 松原団地 西口公園広場 市立中央図書館 東武ストア バスロータリー 東口 東武スカイツリーライン 独協大学前(草加松原)駅 西口 東口 東武スカイツリーライン 独協大学通り 正門 獨協大学 ベルクス グラウンド門 独協地域と子ども法律事務所 東武スカイツリーライン獨協大学前駅西口～徒歩3分 駐車場はございませんのでお近くのコインパーキングをご利用ください。 〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10 TEL.048-946-1730

ホームページも是非ご覧ください。 [検索]

●法律相談のご案内

法律に関する問題で困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。
相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。
相談予定日はホームページでもご案内しております。
電話番号 048-946-1730
受付時間 月～金（祝日を除く）9:30～17:30
※法律相談は30分5,500円（税込）です。
※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

●新型コロナウィルス感染症対策について

（法律相談の実施にあたってのお願い）
①入口備付けの消毒液にて手指の消毒をお願いします。
②相談時はマスクをご着用ください。
③発熱等の症状がある場合、相談日を再調整しますので、事前にご連絡ください。
④換気のため、相談室の窓を開けますのでご了承ください。
※室内はアクリル板を設置して感染防止対策をしています。

独協地域と子ども法律事務所

2022.4
vol.15

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10 TEL. 048-946-1730 FAX. 048-946-1733
代表弁護士：柳 重雄（埼玉弁護士会所属） URL <https://dokkyo-law.jp>

.....ご挨拶.....

私たち独協地域と子ども法律事務所は、廊下をはさんで隣接する「独協大学地域と子どもリーガルセンター」とも連携をして、子どもや青少年達のかかえる諸問題の解決のために取り組んで来ました。また、草加市をはじめとする埼玉東部地域に根ざした法律事務所を目指して活動をしてきました。幸いにして若手の弁護士達もこうした諸問題に取り組む中で成長をしてきました。今後とも地域で生活し働く人たち、子ども、青少年達の心強い味方として役に立つ法律事務所を目指して活動してゆきたいと考えています。

今年、成人年齢が18歳に引き下がれます。独協大学関連の法律事務所として学生達が消費者被害等にあわないように、大学とも連携をして目を光らせてゆきたいとも考えています。

日本国憲法の定める平和や人権を、社会の中で実現をすることこそ弁護士の使命です。特にコロナ禍の中で憲法25条をはじめとして人々の生活を守ることはますます重要であると思います。所員一同、引き続き奮闘してゆきたいと思いますのでよろしくお願いします。

所長 弁護士 柳 重雄



CONTENTS

- いじめ問題における保護者の対応
- 一時保護の司法審査について
- 土業交流会
- 仮払い仮処分命令に基づき休業損害の仮払いを受けました
- 統一的な後追い調査の必要性
- 子ども家庭庁、子ども基本法、子どもコミッショナー

いじめ問題における保護者の対応

いじめ問題に関して、保護者の関心はとても高いです。そして、自分の子どもがいじめてしまうのではと不安に思っている保護者より、自分の子どもがいじめられないか不安に思っている保護者の方が多いです。

ただ、暴力を伴わない「いじめ」（仲間外し、無視、陰口）は、多くの子どもがいじめる側といじめられる側の両方の立場を経験するとの調査結果が出ています。つまり、自分の子に限っていじめはしないという保護者の認識は、実態と離れていることになります。

実際にいじめが起きた場合には、子ども達は4つの立場に分かれると言われています。①いじめる子、②いじめられる子、③はやし立てる子、④傍観者の子です。いじめをエスカレートさせない為には、圧倒的多数である「傍観者」の子ども達が、どのような行動を取ることができるかが重要です。

傍観者の子の保護者からすると、自分の子がいじめに巻き込まれていないことに安堵したり、あまり関わりたくないとの気持ちになることがあると思います。しかし、傍観者の子ども達が何もしなければ、いじめている子に対して「黙示の承認」の効果を与えてしまい、いじめがエスカレートする危険性が高まります。そして、直接、いじめを受けていない傍観者の子の心理面にも悪影響を及ぼしたり、いじめをする子の思考パターンを学んでしまうという研究結果が出ています。さらには、いじめのターゲットが自分の子になることもあります。傍観者の子ども達が行動（先生に相談をする等）を取ることは、いじめられている子を助ける為だけでなく、自分の子の為にも意義があります。埼玉弁護士会では、子ども向けの「いじめ予防授業」を県内の小中学校や高校で実施しています。2021年度は約40校で授業を実施しています。私も昨年度は10校で講師を担当しています。具体的な事例をもとに、①「いじめ」とは何か、②いじめが起きた場合にどの様な行動を取ったら良いのかを教えています。

いじめ問題を解決するには、子ども達だけでなく、保護者の理解も不可欠です。したがって、今後は、子ども向けの授業以外に「保護者向けの講演会」も実施していきたいと考えています。法律やいじめの研究結果を踏まえて、お子さんからいじめの話しを聞いた際に、保護者として、どの様に行動すべきかについてご説明します。PTA主催の勉強会等にお呼び頂けたらと思います。会場での開催が難しい場合には、オンラインによる講演も実施できます。お気軽にご相談ください。

弁護士 川原祐介

一時保護の司法審査について

児童相談所長又は都道府県知事は、必要がある場合には、児童を一時保護することができます。一時保護は、裁判所の判断を経ることなく、行政機関の判断で行うことができますが、平成29年の児童福祉法改正により、一時保護を延長することが親権者等の意に反する場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないとされました。

そして、現在、児童相談所等が一時保護を開始する際の司法審査の導入が検討されています。具体的には、一時保護を行うことについて親権者等が同意している場合、児童に親権者等がない場合、一時保護を開始した日から7日以内に解除した場合を除き、一時保護を開始した日から7日以内に、裁判所に一時保護状を請求しなければならないという案が検討されています。

一時保護は、子どもを親から引き離すものであり、子どもの権利等が制限されるため、手続保障等の観点から検討されていますが、この案は、子どもも親権者等も、手続の当事者になるわけではありません。子どもの安全の確保のためには、一時保護が躊躇されることなく行われる必要がありますが、当事者である子どもの気持ちもきちんと尊重される制度設計であってほしいと思います。

「アドボケイト」という言葉も広がり、一時保護中の子どもなどの気持ちを聴く取り組みが各地で広がっています。一時保護は子どもにも大きな影響を与えるため、一時保護やその後の措置の当事者である子どもの気持ちに耳を傾け、子ども自身が主体性を發揮できるような制度となるよう検討が進められてほしいと思います。

弁護士 久能由莉子

士業交流会

当事務所では、定期的に様々な士業の先生方をお招きして勉強会を行っております。昨年11月22日には、「中小企業向け労務講座～従業員への対応を誤らないために～」というタイトルのもと、勉強会が実施されました。

現在、労務分野においては法令の制定や改正が次から次へとなされており、会社の労務管理の重要性は増すばかりです。中・小企業の使用者とも関りが多いであろう士業の先生方にとっても、興味深い内容であったことと思われます。

勉強会の内容は、採用内定から入社、退職に至るまで、各段階で起こり得るトラブルについて紹介するというものでした。例えば、近年問題になっているSNSの利用と懲戒処分の関係について、上司の悪口をSNS上に投稿した場合に懲戒処分を行えるか？という質問がありました。これについては、ほとんどの方が懲戒処分を行えると考えたと思われます。しかし、投稿の内容が会社名や個人名を特定できるものであったのか、悪口の内容は会社の信用を害する程のものであったのか、書き込みの回数はどれくらいだったのか、懲戒処分の内容等々、これらの事情によっては懲戒処分も違法になるおそれがあるということは、意外に思われる方もいたかもしれません。

法令に明るいことは会社自身を守ることにもなりますし、ひいては会社で働く労働者のためにもなります。社内でのトラブルについては、ぜひお近くの弁護士にご相談いただきたいと思います。

弁護士 鮎田謙一

仮払い仮処分命令に基づき休業損害の仮払いを受けました

受任中の交通事故案件で、無過失のもらい事故で肩を痛めてしまった依頼者がいます。その方は、当時の職業柄、完治するまで仕事復帰は難しい旨を会社から告げられました。

そこで、私が代理人となって相手方保険会社に対して休業損害の請求をしました。しかし、相手方保険会社からは、事故との因果関係等が争われ、2か月分の休業損害額しか支払いを受けられませんでした。そのため、突然、収入が途絶えた依頼者は、妻子を抱えたまま、家賃等の生活に必須の支払いすら難しい家計状況に追い込まれました。

その後、任意交渉で仮払いを求めましたが応じてもららず、自賠責保険の仮渡金で賄える状況ではありませんでしたし、労災が適用される場合でもありませんでした。また、治療継続中であり全体の損害額が決まらないためADRを利用できず、民事調停では成立する見通しが低く、訴訟となると時間も費用もかかるし、治療終了後に二度手間になることを考えると踏み切れませんでした。

そこで、残された方法として仮払い仮処分を申し立てました。その結果、当方の主張が認められ、無事、約4か月分の休業損害の仮払いを受けることができました。依頼者は、その間に転職をして別の仕事を始めることができました。

事件解決はまだこれからですが、まずは、依頼者の当面の生活が落ち着いたことに安堵しました。

弁護士 竹内由紀

統一的な後追い調査の必要性

ある裁判官は、「面会交流調停が成立することにより事件が終了すれば、当該事件は、裁判官の手元を離れることになるが、当該子及び親にとっては、そこからが本当のスタートとなる。裁判官は、当該事件が終了した後の親子の交流のあり方に思いを馳せ、担うべき責任の重さを自覚しなければならない。」と述べています（細谷郁「家事事件手続法施行後の面会交流調停事件の運営及び新たな運営モデルについて」甲斐哲彦編著・日本加除出版株式会社「家庭裁判所の家事実務と理論」p101以下）。この記載は、裁判官が調停にのぞむ姿勢の一端を示しています。しかし、裁判官は、調停調書の作成や判決の宣告などにより、子どもの人生に大きくかかわったのであり、単に思いを馳せるだけでは足りないのではないでしょうか。科学的に後追い調査をし、関わった調停や判決が、その後、どのような影響を家族にもたらしたのかを自覚できるようにすべきです（家事事件手続法第58条1項、同規則第44条1項参照）。現在のところ、それができるような統一的な調査はなされていないように思われます。

実態調査が不足しているとの認識から、離婚や関連事項につき大規模な調査が実施されつつあります。例えば、令和3年3月に、ここ10年間ほどの間に未成年の子を持つ時点で協議離婚を経験して、監護親となった者及び非監護親となった者の全国の30代から40代の当事者に対して、web調査を法務省がしたり、令和3年1月に未成年期の父母の離婚・別居を経験した20代から30代の2000名（面会交流を行ったことがある群1000名／面会交流を行ったことがない群1000名）を対象に子どもの養育に関するweb調査を日本加除出版が実施するなどしています。今後は、調停、審判、判決などの手続で結論がでた事件につき、数年間の追跡調査をすることが強く望まれるところです。

弁護士 井原正則